

国 海 安 第 5 号
令和 5 年 4 月 1 2 日

一般社団法人 日本船用工業会 殿

国土交通省海事局長
(公 印 省 略)

G 7 広島サミット等開催に伴う
船舶等における自主警備策の再徹底について

平素から海事行政に関して御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年 4 月から全国 14 か所において、関係閣僚会合が開催されるとともに、5 月には、広島県広島市において「G 7 広島サミット」の開催が予定されております。

今般、海上保安庁から貴団体を含む関係団体に対し、「G 7 広島サミット及び関係閣僚会合開催に伴う自主警備の徹底等について（依頼）」（令和 5 年 4 月 6 日）が発出されました。

海上保安庁では、G 7 広島サミット及び関係閣僚会合が開催される臨海部の会議場等の周辺海域において厳重な海上警備等を実施することとしておりますが、これを的確に実施するためには、関係団体の御理解、御協力そして関係団体との連携が不可欠となっております。

つきましては、貴団体傘下の各事業者及びその従業員の皆様に対して、下記のとおり自主警備の徹底等について、改めて周知・徹底を図っていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1 自主警備の徹底

(1) 臨海部の旅客船ターミナルや事業所等における自主警備

不審事象の早期発見や海上からの不法な侵入の防止のため、従業員等による巡回や監視カメラ等の海上監視装置を活用した監視警戒を徹底するとともに、未使用区画、立入禁止区画及び外部から侵入可能な開口部の施錠、従業員不在時の施設の施錠、IDカードや立入許可証等による訪問者の管理等の不審者侵入防止対策を講じていただくようお願いいたします。

(2) 船内における自主警備

船内における不審事象の早期発見や海上からの不法な侵入の防止のため、手荷物等の検査、乗組員による巡回警戒を徹底するとともに、未使用区画、立入禁止区画及び外部から侵入可能な開口部の施錠、舷門での訪問者の管理・記録の徹底等の不審者侵入防止対策を講じていただくようお願いします。

(3) 船舶の管理

漁船、プレジャーボート、作業船等の盗難及び不正使用を防止するため、施錠の徹底、エンジンキーの確実な保管、管理船舶の貸出し時における身元確認の徹底等をお願いします。

2 海上保安庁への御協力依頼

(1) 不審事象等の発見時における通報

次の場合を認知した場合には、最寄りの海上保安部署又は118番への通報をお願いします。

- ・身元不明者からの船舶貸出依頼があった場合
- ・船舶盗難に遭った場合
- ・行動が不審な船舶を見た場合
- ・日頃見慣れない船舶を見た場合
- ・危険物や不審物を所持し、又は、挙動不審な人物を見た場合
- ・ドローンをはじめとした小型無人機が、G7広島サミット及び関係閣僚会合が開催される臨海部の会議場等の周辺を飛行しているのを見た場合

(2) 事前通報や航行自粛の励行

G7広島サミット及び関係閣僚会合の開催期間中、臨海部の会議場等の周辺海域において、海上運送、漁業、マリンレジャーの事前通報や航行自粛等をお願いする場合がありますので、御理解・御協力をお願いします。

(3) その他の御協力

G7広島サミット及び関係閣僚会合の期間中（準備期間を含む。）、次のとおり、御協力をお願いする場合があります。

- ・臨海部にある会議場等の周辺海域における海上保安官による立入検査等
- ・旅客船等における海上保安官の警乗
- ・海上保安部署による船舶の動静等の問合せ
- ・緊急事態を想定した、海上保安部署との連携訓練への参加

以上